

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成29年2月15日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第1号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年1月30日

亀岡市長 桂川孝裕

損害賠償額の決定について

市は、施設管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成29年1月30日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 1, 141, 943円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 40歳男性
亀岡市在住 40歳女性

3 事故の概要

平成28年3月20日午後5時頃、相手方の子がガレリアかめおか1階西側のロビーにおいて、金属製案内看板が倒れたことにより、左手を負傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 1, 141, 943 円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 40歳男性
亀岡市在住 40歳女性
- 3 事故の概要

平成28年3月20日午後5時頃、相手方の子がガレリアかめおか1階西側のロビーにおいて、金属製案内看板が倒れたことにより、左手を負傷した。